

天明六年木津村領畠新開証文

(書き下し文)

覚

河北郡
一七拾五石
木津村領

右村領尻畠新開願之通
申付候条今年方式ヶ年作取
三年四年者検地之上見圖リ
免ニ而半納所五年目ニ至而可為
本納者也

天明六年三月
本保十太夫(印)
千秋喜藏
不有合
木村次右衛門(印)
岡田茂右衛門(印)

河北郡
木津村
惣百姓

(読み)

おぼえ

ひとつななじゅうごく
かほくぐん
きづむらりよう

みぎむらりようじりはたけしんかいねがいのとおり
もうしつけそうろうじようこんねんよりにかねんさくとり
さんねんよねんはけんちせられのうえみつもり
めんにてはんなつしよごねんめにいたりて
ほんのうなすべきものなり

てんめいろくねん(一七八六)さんがつ
ほんぼじゅうだゆう
せんしゅうきぞう
ありあわず
きむらじうえもん
おかだもうえもん
かほくぐん
きづむら
そうびやくしょう

安政六年羽咋郡北川尻村頭振与助三男養子縁組願

(書き下し文)

羽咋郡北川尻村頭振與助三男与太郎年式拾四二
相成河北郡北村次郎右衛門方ニ養子ニ望来申度双方
納得仕申候間願之通縁組被仰付可被下候以上

河北郡金津組

北村頭振

安政六年正月

次郎右衛門(印)

羽咋郡押水組

北川尻村頭振

與助(印)

白尾村

清兵衛殿

石崎市右衛門殿

(奥書)

右縁組願書付奥書仕上之申候間願之通被仰付
可被下候以上

北村肝煎

七右衛門(印)

北川尻村当分肝煎代

今濱村組合頭

五助(印)

(裏書)

表書養子願承届候以上

白尾村

清兵衛

石崎市右衛門

(読み)

はくいぐんきたかわじりむらあたまぶりよすけさんなんよたろうとしにじゅうよんに
あいなりかほくぐんきたむらじろううえもんかたにようしにのぞみにきたりもうしたくそうほう
なつとくつかまつりもうしそううあいだねがいのとおrienぐみおおせつけられくださるべくそうろ
ういじよう

あんせいろうくねん(一八五九)しょうがつ

かほくぐんかなづくみ

きたむらあたまぶり

じろううえもん

はくいぐんおしみずくみ

きたかわじりむらあたまぶり

よぐけ

しらおむら

せいべえどの

いしざきいちうえもんどの

(奥書)

みぎえんぐみねがいかきつけおくがきつかまつりこれをあげもうしそううあいだねがいのとおriお
せつけられ
くださるべくそうういじよう

きたむらきもいり

しちうえもん

きたかわじりとうぶんきもいりがわり

いまはまむらくみあいがしら

ごすけ

(裏書)

おもてがきようしねがいうけとどけそうういじよう

しらおむら

せいべえ

いしざきいちうえもん

文化十年河北郡北村又右衛門娘のへ嫁娶に付人別送り状

(書き下し文)

送り状之事

河北郡北村又右衛門娘
一老人 歳式拾式才 のへ

右のへ儀今般貴殿御組合之内安宅屋又四郎方江
嫁娶仕度旨相願候二付夫々御達申上御聞届
二付此元人別指省尤此方二居申内 御公儀
御法度之趣相背不申切支丹宗門類族他国
他領之者二而茂無御座諸事慥成者二御座候依而
送り状指出申所如件

河北郡北村肝煎
文化十年西七月 宅右衛門(印)

宮腰味噌蔵町組合頭
清右衛門殿
同
長兵衛殿
惣百姓

(読み)

おくりじょうのこと
ひとつひとり としにじゅうにさい
かほくぐんきたむらまたうえもんむすめ
のへ

みぎのへぎこんばんきでんおんくみあいのうちあたかやまたしろうかたへ
よめとりつかまつりたくむねあいねがいそうろうにつきそれぞれおたっしもうしあげおんききとどけ
につきこのもとにんべつさしはぶきもつともこのかたにおりもうすうち ごこうぎ
ごはつのおもむきあいそむきもうさずきりしたんしゅうもんるいぞくたこく
たりょうのものにてもござなくしよじたしかなるものにごぎそうろうよつて
おくりじょうさしだしもうすところくだんのごとし

ぶんかじゅうねん(一八二三)とりしちがつ
かほくぐんきたむらきもいり
たこうえもん
みやのこしみそぐらまちくみあいがしら
せいうえもんどの
どう
ちようべえどの

文久元年河北郡北村肝煎七右衛門改名願

(書き下し文)

私義代々宅右衛門与相名乗申候処父宅右衛門
存生中嘉永五年私江肝煎役被仰付
七右衛門与相名乗棄来申候得共父宅右衛門義
今程病死仕候ニ付宅右衛門与改名仕度奉
存候間此段御聞届被下候様奉願上候以上

文久元年十一月

河北郡北村肝煎

七右衛門(印)

喜多市十郎殿

(奥書)

右之通相願申ニ付御達之申上候願之通

御聞届被下奉願上候以上

喜多市十郎(花押)

御郡所

(裏書)

表書之通承届者也

辛酉

三月十三日

御郡奉行(印)

(読み)

わたくしぎだいたくうえもとあいなのもうしそろうところちたくうえもん
ぞんせいちゆうかえいごねんわたくしへきもいりやくおおせつけられ

しちうえもんとあいなのもうしそろうえどもちちたくうえもんぎ

いまほどびようしつかまつりそろうにつきたくうえもとかいめいつかまつりたく

ぞんじたてまつりそろうあいだこのだんおんききとどけくだされそろうようねがいあげたてまつり
そろういじよう

ぶんきゆうがんねん(一八六二)じゅういちがつ

かほくぐんきたむらきもいり

しちうえもん

きたいちじゅうろうどの

(奥書)

みぎのとおりあいねがいうすにつきおたつしこれもうしあげそろうねがいのとお

おんききとどけくだされねがいあげたてまつりそろういじよう

おおせつけさせられくだされそろうようねがいあげたてまつりそろういじよう

きたいちじゅうろう

おんこおりしよ

(裏書)

おもてがきのとおりうけとどけものなり

かのととり(しんゆう)

さんがつじゅうさんにち

おんこおりぶぎよう

卯三月北村頭振弥左衛門母たよ九十歳に付扶持米渡状

(書き下し文)

北村頭振弥左衛門
母たよ

右九拾歳者当春被下
御扶持方米御渡二付
可相渡候条同人親類等之内
請取人早速可被指出候
尤其節其元中請取書
を以可相渡候以上

白尾村
卯三月二日 理兵衛(印)

林孫右衛門(印)
伊藤源次(印)

北村肝煎
宅右衛門殿
組合頭中

(読み)

きたむらあたまぶりやざえもん
ははたよ

みぎきゅうじゅっさいはとうはる
おんふちかたまいくだされおわたしにつき
あいわたるべくそうろうじょうどうじんしんるいなどのうち
うけとりになさっそくさしだされるべくそうろう
もつともそのせつそのもとちゅううけとりしよ
をもつてあいわたすべくそうろういじょう

うさんがつつつか
しらおむら
りへえ
はやしまごうえもん
いとうげんじ

きたむらきもいり
たこうえもんの
くみあいがしらじゅう

天明六年木津村領畠新開証文

（解説）

河北郡木津村の畠を七十五石の収穫高のある畠に開拓したい願書が出された。改作奉行から木津村の百姓に、新開後二ヶ年は収穫物を百姓のもとに収めて良いが、三年、四年は検地を行い、税率を決め、五年目からその税率に従って納めることとの証文を出した。

実際は、この文書の出た二十九年後の文化十二年に七十石分の新開地が出き、残り五石分については再度文化十四年に新開願を出し許可を得、文政十六年に七十五石達したので、内検地を受けている。

安政六年羽咋郡北川尻村頭振与助三男養子縁組願

（解説）

羽咋郡北川尻村の與助の三男与太郎を、河北郡北村（現在の浜北）の次郎右衛門方と養子縁組をしたいとの願書。養子縁組をする両方の父親から、それぞれの十村役宛に願書が出され、その文書を肝煎が受け取り、両十村に差し出したところ許可された。

文化十年河北郡北村又右衛門娘のへ嫁娶に付人別送り状

（解説）

河北郡北村の又右衛門の娘のへが安宅屋又四郎宅へ嫁に入ることになり、その届けを北村の肝煎から宮腰味噌蔵町の組合頭に送り状が出された。江戸期には家ごとに家族構成を人別帳に書き報告していた。嫁に出るなど、家から出る場合は人別帳から消さなければいけないため届け出した。

文久元年河北郡北村肝煎七右衛門改名願

（解説）

養子縁組と同様に、改名する場合も届け出をして許可を得る必要があった。家長が亡くなると、後継ぎはその名前を襲名した。この文書では、河北郡北村の肝煎、七右衛門の父が亡くなり、代々名乗る宅右衛門を襲名しようとするもの。郡奉行から許可が出ている。

卯三月北村頭振弥左衛門母たよ九十歳に付扶持米渡状

（解説）

現在も長寿を祝って、公共機関から贈り物が届けられるが、江戸期にも同ような風習があり、扶持米が届けられた。この文書では、九十歳になった「たよ」に扶持米を渡すよう書状が肝煎。組合頭宛に届いた